

【注意事項】

1 この受領証は、近江八幡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用してください。

2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、受領証及び受領カード(以下「受領証等」という。)を返還してください。

- (1)パートナーシップ関係が解消されたとき
- (2)宣誓者の一方が亡くなったとき
- (3)宣誓者が二人とも市外在住者となった場合
- (4)その他宣誓の要件に該当しなくなった場合

3 次の場合は宣誓は無効となります。

- (1)偽りまたは不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき
- (2)受領証等を改ざんし、又は不正に使用したとき
- (3)宣誓書を提出した時点において要綱第3条各号に該当しないことが判明したとき

4 宣誓した内容に変更が生じた場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第 4号)の届出をしてください。

5 受領証等を紛失、破損または汚損し、再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号)をご提出ください。

【通称名を使用している場合の戸籍上の氏名】

(外国人にあっては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載します。)

【特記事項】

【この証明書を提示された方へ】

この証明書は、すべての市民の基本的人権が尊重され、それぞれの多様な個性、特性、価値観を理解し、認め合えるまちとなることをめざす「パートナーシップ宣誓制度」により、一方または双方が性的マイノリティーのお二人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、協力し合いながら日常生活を送ることを宣誓したことを証明するものです。

この制度に法的効力はありませんが、証明書の提示を受けられた方は、その趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方(性的指向、性自認、性表現)や、本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。